

中央福祉学院教員任免規程

中央福祉学院の教員の任免に関しては、実施する研修に関連する分野についての教授能力や教育業績、研究や現場での実践実績などを基に、職位ごとの基準を以下のとおり定める。

1 教授

以下のいずれかの条件を満たし、かつ及び別表 1、2 の換算で 180 点以上の基準を満たす者。

- ① 博士の学位（日本における博士の学位と同等と認められる外国の学位を含む）を有し、かつ教授能力及び教育業績がある
- ② 前号の者に準ずる業績があり、かつ教授能力及び教育業績がある
- ③ 大学教授の経験がある
- ④ 大学で准教授歴 5 年（短期大学 7 年）以上の経験があり、学術研究上及び教育上優れた業績がある
- ⑤ 研究、もしくは、実務活動において、各号に準ずる業績及び能力があると認められる

2 准教授

以下のいずれかの条件及び別表 1、2 の換算で 100 点以上の基準を満たす者。

- ① 大学准教授の経歴、もしくは、これに準ずる経歴がある
- ② 高等専門学校又は短期大学の教授 3 年以上の経歴がある
- ③ 大学専任講師 3 年以上の経歴がある
- ④ 高等専門学校又は短期大学の准教授として 5 年以上の経歴がある
- ⑤ 研究、もしくは、実務活動において、各号に準ずる業績及び能力があると認められる

3 専任講師

以下のいずれかの条件及び別表 1、2 の換算で 50 点以上の基準を満たす者。

- ① 大学講師の経歴、もしくは、これに準ずる経歴がある
- ② 大学非常勤講師 3 年以上の経歴がある
- ③ 大学研究助手又はこれに準ずる職に 5 年以上の経歴がある
- ④ 高等専門学校又は短期大学において、5 年以上の経歴がある
- ⑤ 研究、もしくは、実務活動において、各号に準ずる業績及び能力があると認められる

4 任期制教員

任期制教授は上記の 1 を、任期制准教授は上記の 2 を、任期制専任講師は上記 3 を満たす者。

5. 講師（非常勤）

以下のいずれかの条件及び別表 1、2 の換算で 50 点以上の基準を満たす者。

① 専攻分野において業績があり、かつ教授能力がある者

附 則

この規定は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

(別表 1)

基準点

	1 教育点	2 業績点	計
教授	90 点まで	90 点以上	180 点以上
准教授	50 点まで	50 点以上	100 点以上
専任講師	20 点まで	30 点以上	50 点以上
講師（非常勤）	5 点まで	20 点以上	25 点以上

(別表 2)

1 教育点（①②の合計点）

①教員の実績（1 年度ごとに点数を加算）

大学等の教育機関	常勤	5 点	非常勤	3 点
その他の教育機関（専門学校、各種学校等、中央福祉学院での勤務など）	常勤	3 点	非常勤	2 点

②講義の実績（1 回ごとに点数を加算）

福祉系研修実施機関（①の教育機関のほか、国立・公立、社会福祉法人、独立行政法人立の社会福祉研修・研究機関、都道府県・指定都市社協社会福祉研修センターなど）

	講師等	1 点
種別協研修	講師等	1 点

2 業績点 (①②③の合計点)

①研究業績点 (1つごとに点数を加算)

著書	200 頁以上 (A 5 判基準)	30 点
	200 頁以下	20 点
校訂・訳書	200 頁以上	15 点
	100 頁以上 199 頁以下	10 点
共・編著	50 頁以上(本人分)	10 点
	20 頁以上 49 頁以下(本人分)	5 点
学術論文	20 頁以上	5 点
	19 頁以下	3 点
	9 頁以下	2 点
学会、大会発表・レジメ		1 点
福祉系書誌執筆	10 頁以上	2 点
	9 頁以下	1 点
教科書		1~30 点
辞典項目・事典項目		1~15 点

② 実務・実践経験点

実務・実践経験 (1 年度ごとに点数を加算) 2 点

専門資格 (いずれかを加算)

- ・認定社会福祉士 15 点
- ・社会福祉士実習指導者 15 点
- ・社会福祉士 10 点

③ その他 (1 年度ごとに点数を加算)

関連分野の学会理事等 5~15 点

関連分野の審議会委員等 5~15 点

種別協役員、委員 (全国) 5 点 (都道府県) 3 点